

車両系建設機械（締固め用）の運転の 業務に係る特別教育ご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

昭和47年9月に制定されました労働安全衛生規則に基づいて、車両系建設機械（締固め用）の運転の業務においては、特別教育を受けた者でなければ運転業務に就くことができないことになっております。

当支部は、事業者に代わって受講を希望する者を対象に特別教育を開催することといたしました。

なお、過去に当支部・分会で実施した上記教育の修了証を既に取得されているにも拘らず再受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についてのご確認をした上でお申込み下さいますようお願いいたします。

1. 対象機種

労働安全衛生規則第36条第10号（労働安全衛生法施行令別表第7第4号）に掲げる機械

(1) 締固め用機械

- ・ローラー
- ・ に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

2. 教育科目及び時間

(1) 学科教育

- ローラーに関する知識（4時間）
- ローラーの運転に必要な一般的事項に関する知識（1時間）
- 関係法令（1時間）

(2) 実技教育

- ローラーの運転方法（4時間）

3. 開催日時及び場所

【学科】日 時：平成 年 月 日 午前9時～

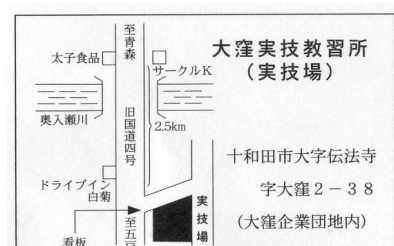
場 所：

【実技】日 時：平成 年 月 日 午前8時30分～

場 所：建災防青森県支部 実技教習場

十和田市大字伝法寺字大窪 2-38

(大窪企業団地内)



4. 受講料

	教育時間	計	内訳		
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	郵送料
会員	10時間 ・学科(6時間)	19,070円	18,000円	1,070円	当日交付
非会員	・実技(4時間)	19,340円		1,340円	

5. 修了証

所定の学科・実技の教育時間を受講した者には、「車両系建設機械（締固め用）運転特別教育修了証」を交付します。

6. 受講提出書類及び申込方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと）
- (2) 写真1枚を受講申込書に貼り付け（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影のもの）
- (3) 受講料（前納制です。当支部へ直接持参、または現金書留により納付して下さい）
- (4) 締切りは__月__日（__）まで（講習開始の7日前までにお申込み下さい）
締切り日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切ります。または、一定の受講者に満たない場合は、延期等になる場合もございますのでご了承下さい。

7. 受講定員

1回あたりの受講定員は32人以内とします。

8. その他

- (1) 電話による申込み予約等はありませんので、ご了承下さい。
- (2) 受講当日は、必ず筆記用具を持参してください。
- (3) 受講当日の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (4) 受講申込書は、支部及び各地区の分会、又は当支部ホームページにて入手できます。
建災防 青森県支部（<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>）
- (5) 講習日時及び場所は、お間違いない様にご注意下さい。
- (6) 受講当日は、時間厳守といたします。（遅刻、講義中の退席は認めませんのでご注意下さい。）
受講時間が定められていますので、遅刻・途中退場された方や講義中での居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合も有りうるので、予めご了承下さい。
- (7) 実技教育においては、安全帽・作業服・安全靴（長靴可）を各自準備すること。
- (8) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もありますのでご了承下さい。

9. お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会 青森県支部
〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1F

017-773-6200
FAX 017-773-6201